

滋賀県不安・悩みを抱える家庭支援事業

募集要項

令和7年（2025年）7月

滋賀県子育て支援課

滋賀県不安・悩みを抱える家庭支援事業について

流産・死産の経験、低出生体重児、多胎児、高齢出産、若年出産、精神疾患、多子世帯等により様々な不安・悩みを抱える家庭および不妊で悩む家庭に対し、身近な環境での支援を提供するために、県内の団体等がこのような家庭の支援を目的に自主的に取り組むサポート活動に対してその経費の一部を助成することによりサポートの必要な方が身近な環境で支援を受けられるようにすることを目的として、補助金を交付する。

【受付期間】

令和7年7月1日（火）～令和7年7月29日（火）

（郵送・窓口持参の場合、土日・祝日を除く）

受付時間 9：00～17：00

【提出方法】

メール、郵送、窓口への持参のいずれかの方法で提出してください。

※提出確認のため、メールおよび郵送にて提出いただいた際は、お電話にて御連絡ください。

【提出先および問い合わせ先】

滋賀県子ども若者部子育て支援課 母子保健係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁新館2階

TEL 077-528-3567 FAX 077-528-4868

メール boshihoken@pref.shiga.lg.jp

1 補助対象事業

(1) 県民に向け自主的に取り組む次の①から⑨に掲げる不安・悩みを抱える家庭支援に要する経費

- ① 流産・死産を経験した家庭
- ② 低出生体重児を抱える家庭
- ③ 多胎児を抱える家庭
- ④ 多子世帯の家庭
- ⑤ 若年出産を経験した家庭
- ⑥ 高齢出産を経験した家庭
- ⑦ 精神疾患に悩む家庭
- ⑧ 不妊で悩む家庭（不妊治療の当事者、経験者、希望者、周囲の人々）
- ⑨ その他、母子保健上の課題がある家庭

(2) 滋賀県内で広域的に実施する活動（活動地域が2市町以上）

2 応募できる事業の件数・規模等

(1) 応募は、1団体につき1件とします。

(2) 交付を受けようとする補助金の基準額・補助率は、以下のとおりとします。

基準額	支援対象家庭が1つの場合 ：200,000 円 支援対象家庭が2つ以上の場合：350,000 円
補助率	定額

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、令和7年4月1日から令和8年3月末までの間に支出された事業実施にかかる、次のものとします。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

報償費、旅費、需用費（チラシ作成、消耗品費等）、役務費（通信運搬費、保険料）、会場使用料および賃借料
--

4 申請手続等

(1) 申請書類

- ① 申請書類は表1のとおりとし、必要に応じ追加資料および説明を求めることがあります。なお、申請書類等の返却はしません。
- ② 支援対象家庭が2つ以上の場合、計画書は支援対象家庭ごとに作成し、その他の申請書類はまとめて提出してください。

- ③ 書類は、原則として日本工業規格A列4番（縦用紙）を使用して作成することとし、これにより難しい場合は、日本工業規格A列3番（横用紙）を使用するものとします。
- ④ 書類等に使用する言語は日本語によることとし、通貨単位は円とします。表記は原則として横書きとしてください。

（2）審査

- ① 申請書類等に基づき審査を行いますので、表2の審査基準を参考にして書類を作成してください。
- ② 書類等を事前審査した後、必要に応じてヒアリングを行います。（ヒアリングに際し、追加資料の作成をお願いする場合があります。）
- ③ 申請内容の審査は県が設置する審査会で行います。
審査会は非公開で行われ、審査経過および審査結果に関するお問い合わせには応じません。

（3）通知

審査結果（採択または不採択）について、県から申請者宛てに文書でお知らせします。採択された場合は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

（4）公表

採択された場合には、申請者名、代表者名、連絡先、事業内容等を公表します。

5 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、交付要綱に基づき以下の条件を守っていただきます。

- （1）交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、その旨事前に承認を得ること。ただし、事業計画および補助金の交付決定額に変更をきたさないものならびに当初の事業との同一性が認められるものである場合は、事前の承認は不要。
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （3）補助事業の完了した翌日から起算して30日以内または当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- （4）交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請すること。また、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む）に

は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書を知事に提出すること。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に返還すること。

- (5) 交付対象事業についての収支帳簿を備え、かつ当該収入および支出等についての証拠書類等を補助事業が完了した日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

6 注意事項

- (1) 補助金の支払いは補助事業終了後、原則として精算払いとします。
- (2) 本制度の趣旨に沿わない反社会的な行為や活動の成果が期待できないと判断された時は、直ちに補助金の交付決定を取り消します。
- (3) 採択事業の情報について、広報を行う場合、情報発信に当たり、事前に情報提供の依頼を行う場合がありますので、御協力をお願いいたします。

7 その他

申請書類等は、以下 URL リンク先の滋賀県ホームページからご覧いただけます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/kenkou/325555.html>

表1 申請書類

申 請 書 類
・ 交付申請書 ・ 経費所要額調書 ・ 経費支出予定額内訳書 ・ 事業計画書 ・ 歳入歳出予算（見込）書抄本 ・ その他団体の詳細、過年度の事業実績などの参考となる資料

表2 審査基準

①	事業の目的・趣旨に合致した効果的な内容であるか。
②	対象者に寄り添った活動内容であるか。
③	対象者をサポートするための自主的な活動であるか。
④	県内の広域的な取組か。（2市町以上は必須）
⑤	事業計画が具体的で実現性が高いか。（取組に対して人員体制や役割分担が適切か。）
⑥	事業内容に対して妥当な経費が計上されているか。

